

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

吉野川市

2 構造改革特別区域の名称

自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

吉野川市の区域の一部（美郷地区）

4 構造改革特別区域の特性

（1）位置と交通

本市は、「四国三郎」と呼ばれる吉野川の中流域南岸に開けた、人口 45,782 人（平成 17 年国勢調査）、総面積は 144.19 平方キロメートルのまちである。本市を取り巻く自然条件は、北側には吉野川、南側は四国山地の山々に囲まれている。

北は吉野川を挟んで阿波市、東から南は名西郡、西は美馬市に接しており、東には徳島市を中心とする徳島都市圏が広がっている。

吉野川市と周辺を結ぶ主要な交通網として、徳島市から吉野川市を経て三好市に向かう国道 192 号と J R 徳島線が挙げられる。この路線は本市の鴨島町、川島町、山川町を結び、市の交通の骨格をなしている。また、本市鴨島町から阿波市を経て香川県東かがわ市に至る国道 318 号、本市山川町から同美郷を経て海部郡海陽町に至る国道 193 号などが主要な路線となっている。

国道 318 号を北上すると徳島自動車道土成インターチェンジがあり、市西部からは脇町インターチェンジが近く、徳島空港や高松空港が約 30 キロメートル圏内にあるなど、高速交通網へのアクセスを容易にしている。

（2）人口の動向

本市の人口は、わずかだが減少傾向にあり、平成 17 年の国勢調査人口は 45,782 人で、平成 12 年に比較して 2.2%の減となっている。年齢別に見ると、65 歳以上の高齢者の割合が高くなり、平成 12 年の 25.4%から平成 17 年には 28.1%まで増加している。その一方で 15 歳未満の若年者の割合は平成 12 年の 13.6%から平成 17 年には 12.3%まで低下し、少子・高齢化が大きく進んでいる。

人口が減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成 17 年の世帯数は 15,498 で、平成 12 年と比較して約 473 世帯の増加となっている。

（3）産業の動向

本市の産業は、吉野川中流域の中において商業、農業、工業等の一定の集積は見られるが、近年の厳しい経済状況や経済のグローバル化、都市間・地域間の競争激化などの影響により、年々厳しさを増している。

商業については、小売業年間販売額が平成 9 年をピークに減少傾向にあり、平成 14 年には約 400 億円と、平成 9 年に比較して約 20%の減となっている。

農業については、耕地面積・粗生産とも減少が続いている。平成 12 年の経営耕地面積は約 1,500ha で、昭和 60 年に比較して約 25%減となっている。また、平成 15 年の農業粗生産額は 67.1 億円で、平成 7 年に比較して約 9%減となっているが、近年持ち直しの傾向が見られる。

工業の製造品出荷額は平成 14 年が約 360 億円で、平成 3 年に比較すると約 33%の減となっており大変厳しい状況である。

(4) 課題

明石大橋開通により本州と陸続きとなったことで、近畿圏を中心に物流及び人事交流が盛んになっているが、急速な高齢化や、産業の空洞化等による地域活力の減退が見られるようになっている。今後は、地域間の競争がより一層激しさを増し、地域の特色を生かした独自の取り組みが求められている。

農業においては、近畿市場の近郊という恵まれた立地により、また、一部農産物のブランド化により生産と販路を維持してきたが、近年では、農産物の価格低迷や後継者不足等の問題が顕在化している。

美郷地区は中山間地に位置し、県内有数の梅産地であるが、近隣に全国で有名な梅の産地和歌山県南部地区があり、耕地面積、生産量及びブランド戦略で遅れを取っている。また、安価な輸入青果による価格低迷から生産意欲が減退し、地域全体の活力が失われている要因となっている。梅産地としての生き残り及び地域活性化のためには、他地域にはない独自のブランドを確立するための抜本的な改革が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

美郷地区では、梅生産農家の有志による地元産梅を使った加工品の開発及び販売を手がけており、一部購入層のリピーターを確保している。その上で、規制の特例措置を利用して梅酒を生産することで女性を中心とした新たな販路開拓として「美郷ブランド」PR 活動に活用する。

(2) 新たな地産地消モデルの構築

近年、食の安心・安全に対して世間がナーバスになっている中、生産者と直接顔を合わせることが、何より信頼出来る手段といえる。

美郷地区は、徳島市及び高松市と片道 1 時間程度で行き来が出来る地域条件から、手軽に訪れる観光地という利点を活かして、生産地域・生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることにより、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築する。その為にも、身近な生産地への訪問のきっかけとして、新しい地域資源を創設することが求められており、梅酒はその目玉となると思われる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特産酒類の製造事業」は、生産者の顔が見える「安心・安全」な自家生産梅を使用して自家製造した梅酒をセールスポイントとして活用することで、美郷地区のイメージを高めることが出来る。

これにより、都市住民が美郷地区を訪問し、青梅、梅加工品及び他の農産物を購入する

ことで消費・販路拡大を図り、「地域で生産し、地域に来て消費する」新たな地産地消モデルを構築する。また、美郷地区の伝統文化や自然環境がもたらすいやしの空間を体験し、農産物販売所を利用することによって交流人口の増加を促進することで、地域全体の活性化を図る事を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

美郷地区は国の天然記念物であるほたると特産農産物梅の里として知られており、毎年県内外より5万人の観光客が訪れている。梅酒という新しい特産品を開発することによって更なる観光客の開拓及びリピーターの増加が見込まれる。

更に、本市は、平成16年10月に町村合併したが、まだまだ一体感に欠ける面もあり、梅酒をきっかけとして、本市の持つ歴史的・自然的な地域資源を市民が改めて見直すことで新たな魅力を発見し、地域への誇りと愛着が増すことによって、一体感の醸成、交流の活性化も期待できる。

○交流人口等の目標

交流人口の一つとして、美郷地区内イベントへの来訪者の増加が期待される。また、波及効果として物産館等への入場者数の増加が期待できる。

	平成19年度	平成22年度目標	平成26年度目標
美郷地区内イベント参加者数	13,000人/年	15,000人/年	16,000人/年
物産館等入場者数	25,961人/年	28,000人/年	30,000人/年

(2) 農業の活性化

昨今、農産物の輸入自由化等、国内農家を取り巻く状況は厳しいものがあり、本市においても、後継者の減少により高齢農家の比率が増加し、農家数は年々減少傾向にある。このような危機感から、生産者自らが自発的な改革に取り組み、生産規模の拡大、無農薬有機栽培等の環境や健康に配慮した付加価値の高い農産物生産等を進める動きも見受けられる。本市は、近畿圏の台所として農産物の生産拠点となってきたが、今後、地産地消を構築し、お互いの顔が見え消費者から信頼される、「安心・安全」な農業を促進する。また、地元物産館等を通じての販売促進を図り、生産者の所得向上、生産意欲の向上等、魅力にあふれた生き甲斐を感じる農業へとつながることが期待できる。

現代社会においては、「スローライフ」、「エコロジー」といった観点から、都市と農村の交流、いわゆるグリーン・ツーリズムに対して大きな関心が寄せられており、梅酒を軸とした農産物とイベントの活用、青梅の収穫等の農業体験の提供によって、単なる来訪から、滞在・居住・帰農と交流人口の増加といった変化を促すことによる農業振興も期待出来る。

○新規事業

梅酒を特産品とすることにより、新たな起業が期待できる。

	平成 19 年度	平成 22 年度目標	平成 26 年度目標
特産酒類製造事業者数	0 件	10 件	15 件

(3) その他関連特産品への波及効果

美郷地区で生産されている梅を使った加工品「梅干し」や「梅エキス」等といった農産物の特産品は数多くあるが、知名度という点では限定されており、本取組による交流人口の増加によって、これら特産品の再発見が促され、更なる経済効果とそれに伴う生産者の意欲向上を図ることが期待できる。

今回の取組による梅酒効果は、上記を含め、多方面での社会的・経済的効果を産み出す可能性を秘めていると考えられる。

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 物産館の活性化（地産地消の推進）

小規模農業者が比較的参加しやすい手法として、地元物産館を活用する。また、農家にとっては、新たな販路を確保することで所得の向上につながるという直接的な経済効果を図る。さらに、生産者と消費者が直接顔を合わせることによって、「安心・安全」という信頼感を醸成することで、「地域で生産し、地域に来て消費する」新たな地産地消の推進を図る。

(2) イベントとのタイアップ

美郷梅の花まつり、美郷ほたるまつり等を利用して、地域農産物及び加工品の販売等、来訪者と地域住民との交流の場を提供することにより、梅とほたるの里美郷のイメージアップ及び観光客数の増加を促進する。

(3) グリーン・ツーリズム推進事業

美郷地区の農村風景は適度に自然環境と調和しているが、農業就業者の高齢化等によりその形態は今後崩壊する恐れがある。都市部の方に、いなか農業体験の場を提供することで、農地荒廃の防止及び景観資源を活用した交流人口の増加を図る。また、団塊の世代を含めた U・I ターン促進にも期待が出来る。

※別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された、当市が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュール又は当市が指定する地域の特産物である梅及びシソを原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

吉野川市の区域の一部（美郷地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図る為にリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュール又は当市が指定する地域の特産物である梅及びシソを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。また、梅酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、他の地元農産物のイメージアップにもつながり、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。このような農家の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にも繋がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。